

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

WTO や EPA などの国際交渉に当たっては、攻めの姿勢を持ち対応しているところであるが、国産農林水産物の輸出促進についても、攻めの農政の重要な柱の一つとして取組を推進することが求められている。

また、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による高所得者層の増加等により、高品質な日本産農林水産物・食品の輸出拡大の可能性が増大している。

こうした中、農林水産物・食品の輸出促進に向けて、海外での通年型販売促進をはじめとする販路創出・拡大への支援等を展開することが重要である。

(2) 事業内容

平成17年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 農林水産物貿易円滑化推進事業（国際部）

生産者等が輸出しやすい環境を整備するため、相手国の貿易制度や市場動向等、海外の貿易情報を収集するとともに、我が国生産者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、収集した情報の提供を行った。

さらに、有識者による、日本の農林水産物・食品の多様な輸出事例の調査・分析・検討を行った。

イ 国産農林水産物海外普及事業（国際部）

輸出志向のある生産者等が着実に輸出への取組を現実化できるよう、海外市場開拓ミッションの派遣、目標とする市場における商品の普及状況に合わせた日本の農林水産物・食品の輸出促進に資する PR 活動等を行った。

さらに、海外への販売について豊富なノウハウを有している輸出会社と有望な商品の生産者等がプロジェクトを形成し、商品毎の新規輸出開拓事例を構築した。

ウ 農林水産物海外販路確立対策事業（国際部）

現地高級百貨店等における通年型の販売活動、現

地料理店等を活用した PR 活動、商品ごとの生産者と商社の間等の連携による多様な輸出事例の定着化、輸送コストの低減に向けた流通ルートの共同化等の支援を行った。

エ 輸出促進型米消費拡大事業（総合食料局）

売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動の支援を行った。

2 関税(平成18年度当省関係品目の改正概要)

(1) 平成18年度の関税改正の経緯

平成18年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成17年4月4日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成17年9月26日、11月4日及び11月24日の関税分科会での審議を経た後、12月15日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下にワーキンググループを設置して、知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項について、平成17年9月26日、10月27日及び12月2日の計3回の検討を経た後、12月15日の企画部会で座長取りまとめが出され、この内容を同日の関税分科会に企画部会長報告として提出されて審議を経た後、平成18年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれた。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成18年4月1日から施行（下記(2)のイの(ア)、ウ、エ及びオを除く。）された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成18年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率（原油及び石油製品の暫定税率を除く。なお、A 重油及び粗油のうち、製油の原料として使用するもの以外のものに含まれる農林漁業用 A 重油及び粗油に係る暫定税率(無税)は延長する。)

表 1 輸出促進予算の推移

事業名	予算額（単位：千円）		事業の概要
	16年度	17年度	
1. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	41,375	41,375	海外の貿易情報収集及びセミナーの開催、さらに、有識者による輸出事例の調査・分析を行い円滑な輸出を実現するための効果的な方策を検討
2. 国産農林水産物海外普及事業費	208,187	166,550	海外市場開拓ミッションの派遣、輸出促進に資する PR 活動、製品ごとの新規輸出開拓事例の構築を通じ輸出機会を拡大
3. 農林水産物海外販路確立対策事業費	0	273,000	現地高級百貨店等における通年型の販売活動、現地料理店等を活用した PR 活動、製品ごとの生産者と商社の間等の連携による多様な輸出事例の定着化、輸送コストの低減に向けた流通ルートの共同化等の支援
4. 売れる米づくり等推進米消費拡大事業のうち輸出促進型米消費拡大事業	103,779	120,633	売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本米の紹介等の販売促進活動を支援

について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。

- (イ) 平成18年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量を下回る場合には、平成17年度の輸入実績による）。

イ 特恵関税に係る改正

- (ア) EU への新規加盟に伴い、ブルガリア及びルーマニアについて特恵受益国から除外することとした。

これは、平成17年度現在特恵受益国に指定されているブルガリア及びルーマニアが平成19年1月1日より EU の新規加盟国となり、当該加盟期日

である平成19年1月1日をもって、EU という一つの関税領域に統合され、この結果、新規加盟国は、域外国に対しては EU の共通関税を適用し、原産地証明書も EU のものとして発行されることから、新規加盟国と既加盟国との間の物品移動を確認する手段が存在しなくなるため、EU の加盟期日である平成19年1月1日をもって、当該2カ国を特恵受益国から除外することとしたものである。

- (イ) バーレーンについて国別特恵適用除外措置を適用することとした。

- (ウ) コモロ、ジブチ及び東ティモールを LDC 特恵受益国に追加することとした。

- ウ 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）の改正等に伴う関税率表の改訂（平成19年1月1日施行）

これは、各国の関税率表等を統一している HS 条約の改正にあわせ、関税定率法・関税暫定措置法中の関税率表の技術的改訂等を行うこととしたものである。

- エ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下、「協定」という。）の締結に対応した国内法令整備（平成18年7月13日施行）

協定の締結（平成15年12月の日マレーシア両国首

脳会談で協定交渉開始が合意され、平成16年1月の第1回交渉から平成17年5月の大筋合意を経て、平成17年12月13日に日本・マレーシア両国首脳がクアラルンプールにおいて協定署名）に伴って以下の関税関係法令の整備が必要となった。具体的には、この協定を実施するため、協定の内容に沿って、マレーシア産品の関税率をMFN（最恵国）税率の範囲内で引き上げること等ができることとするための二国間セーフガード制度、マレーシアに対して一定の数量を限度として関税の撤廃をする品目についての関税割当制度（表2参照）及びマレーシアに対して関税の撤廃・引下げをする一般特惠対象品目について、マレーシアを原産地とするものを一般特惠の適用対象外とするための措置等について所要の国内法令整備を行うこととした。

オ 「認定こども園」に係る適用対象施設の追加（平成18年10月1日施行）

「認定こども園」について、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において学校教育法に基づき設置される幼稚園と同水準の幼児教育又は児童福祉法に基づき設置される保育所と同水準の保育が確保される場合には、同施設を学校等給食用脱脂粉乳に係る軽減税率等の適用を受けることができる施設として追加することとした。

（3）関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に

関税割当制度（注1）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成18年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく（注2）、各品目の関税割当数量が定められた。（表3参照）

（注1）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

（注2）なお、アルコール製造用糖みつについては、平成16年度より、毎年4月と10月に関税割当数量（半年枠）を定める方式から毎年4月に関税割当数量（年間枠）を定める方式（関税割当数量の年度一本化）に移行することとした（その背景等については、平成15年度版「農林水産省年報」の62頁をご参照下さい。）。

表2 日マレーシア経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度対象品目の割当方法等

（単位：トン）

【輸出国管理方式（注１）：先着順割当方式】						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
生鮮バナナ	1,000(注2)	1,000	1,000	1,000	1,000	22年度中に23年度以降の関税割当(枠内)数量について交渉
1次（枠内）税率	無税					
2次（枠外）税率	10%(４～９月)、20%(10～３月)					

（注1）輸出国管理方式：マレーシア側の基準等に基づいてマレーシア側が配分し、日本側が関税割当証明書の発給を行うもの（根拠法：関税暫定措置法第8条の8第1項）。

（注2）日マレーシア経済連携協定の発効が18年度途中の平成18年7月13日となることから、18年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、18年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、667トン（≒1,000トン÷12ヶ月×8ヶ月）となる。

表 3 平成18年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成18年度の関税率	
		17年度	18年度	1次税率	2次税率
1	ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	61,100	63,600	無税	29.8%
2	とうもろこし				
	コーンスターチ用	4,259,800 (2,241,100)	4,259,800 (2,241,100)	無税	50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	294,000 (145,800)	311,100 (157,600)		
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール 又は蒸留酒用)	50,200 (24,600)	63,600 (31,500)		
	その他用	180,000 (97,700)	167,700 (88,700)	3%	
3	麦芽	528,700 (310,300)	568,500 (328,600)	無税	21.30円/kg
4	糖みつ（アルコール製造用）	12,000	12,000	無税	15.30円/kg
5	無糖ココア調製品（チョコレート製造用）	18,700	18,700	無税	21.3%
6	トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等 製造用）	38,700	39,500	無税	16%
7	パイナップル缶詰	50,900	50,200	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成18年度の関税率	
		17年度	18年度	1次税率	2次税率
8	その他の乳製品	133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
9	脱脂粉乳				
	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
10	無糖れん乳	1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
11	ホエイ等				
	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
12	バター及びバターオイル	581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
13	雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）	120,000 (28,100)	120,000 (45,300)	10%	354円/kg
14	でん粉、イヌリン及びでん粉調製品	168,400 (84,200)	168,400 (84,200)	無税、16%、 25%	119円/kg
15	落花生	75,000	75,000	10%	617円/kg
16	こんにゃく芋	267	267	40%	2,796円/kg
17	調製食用脂				
	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
18	菌	1,995	1,995	無税	2,523円/kg

(注) 1. 「関税割当数量」欄の(括弧)内の数字は、当該年度上期(4～9月)の数量(確定値)である。

2. 「関税割当数量」欄の18年度の斜体数字は、当該年度(4～3月)の見込み数量(計画値)である。

3. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構(ALIC)が徴収するマークアップが含まれる。

第2節 対外経済関係

1 WTO（世界貿易機関）

(1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2004年は4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2005年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、各国から行われた通報のレビュー、イ、貿易上の関心事項についての質疑応答、ウ、特別かつ異なる待遇（S&D）の実施、エ、地域主義（協定第6条）に関する議論等が行われた。

ウ 「貿易と環境」委員会（CTE）

CTE委員会は、2004年は4月、6月、10月の計3回開催された。通常会合においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的

な取組等について、情報を共有化する作業が続いている。一方、特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定（MEA）」が規定する特定の貿易義務（STO）との関係、環境物品等について交渉が行なわれている。特に、我が国をはじめとする数カ国が提出した環境物品リストに関する議論が活発化し、環境物品に関するワークショップが10月に開催された。

(3) WTO 閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国観の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、我が国からは中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、麻生外務大臣ほかが出席した。会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モグリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の収れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモグリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出することが合意された。

途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠を供与することなどについて合意された。

我が国は、同閣僚会議における途上国に対する貢献として、「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途

上国に対して原則として無税無枠の措置等を供与することを表明し、高い評価を受けた。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月のWTO非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認した。

(4) W T O 交 渉

ア 農業交渉

農業交渉はWTO農業委員会特別会合で行われており、2000年3月の第1回会合以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月にWTO事務局へ提出し、2001年2月の特別会合で説明を行った。また、2002年11月の農業委員会特別会合において、ウルグアイ・ラウンド方式による柔軟性のある関税削減方式やミニマム・アクセスにかかる規律の不備の是正等を具体的内容とするモダリティ提案を提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議は先進国と途上国の対立等を背景に決裂したが、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。

市場アクセスでは、関税削減方式として階層方式が採用される一方、各国がかかえる重要品目は別の取扱いとされ、その品目数は今後の交渉事項とされた。また、上限関税の設定については、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。国内支持については、貿易わい曲的な補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減することなどが合意された。輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされた。

この枠組み合意の成立後、2005年7月末までにモダリティのたたき台を得るべく交渉が進められたものの、当初考えられていたような進展を得ることが困難な状況となり、たたき台の提示は見送られた。

2005年9月に入ると、新たに就任したWTO事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成されるG10、ブラジルやインド等の途上国で構成されるG20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。

市場アクセスに関しては、G20が提案していた階層ごとに削減率を一定とする関税削減方式を出発点として議論が行われたが、G10は、交渉を前進させるため、輸入国と輸出国の間で対立する要素を組み合わせ、バランスのとれた複数の選択肢を各国が選択できる仕組みを提案した。また、上限関税については、各国の生産条件の違いを無視し、一部の輸入国に過剰な負担を押し付けるものであることから、その設定に強く反対した。一方、輸出国は、柔軟性がなく大幅な削減率を有する関税削減方式や上限関税の設定等を含む提案を行った。また、輸出競争に関して、G10は、輸出補助金と同等の効果を有するすべての輸出措置（輸出信用、輸出国家貿易、食料援助）を並行的に撤廃すべきとの観点から、それらの規律の強化を主張した。

このような状況のなか、2005年11月に、WTO事務局長より香港閣僚宣言の一次案が提示された。農業交渉分野では、重要な論点について各国の間に多くの意見の差が存在したことから、議論の状況についての農業交渉議長による報告が付属書として添付された。

ドーハ・ラウンドにおいては、途上国の開発が中心的なテーマの一つとなっていることから、第6回WTO閣僚会議（香港）に向け、我が国としての具体的な貢献を行っていくため、途上国の開発のための包括的な支援策である「開発イニシアティブ」（「開発と自由貿易の好循環を目指して」）を閣僚会議に先立ち2005年12月上旬に策定し、公表した。これは、WTO交渉を通じて途上国の開発を進め、途上国が自由貿易体制からさらなる利益を得られるようにするため、「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面において、それぞれ「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたる支援を行うものである。具体的には、後発開発途上国（LDC）への無税無枠の市場アクセスの供与や資金協力、技術協力等を内容とするものである。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。

農業部分については、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野について、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、意見の収れんのみられた内容について整理されたとともに、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。このうち、国内支持に関しては、総合AMS及び貿易

わい曲的国内支持全体の削減階層における EU、日本、米国の位置付けが盛り込まれた。また、輸出競争に関しては、輸出補助金の撤廃期日（2013年）や、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助についての規律の考え方や規律完成の期限が盛り込まれた。一方、市場アクセスに関しては、関税削減方式における階層の数（4階層）や、関連するすべての要素を考慮に入れて重要品目の扱いに合意する必要性が記述されたものの、他の2分野に比べれば、議論がやや遅れている面がみられた。また、途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品（以下、LDC 産品という。）について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠のアクセスを供与することとされるとともに、途上国の能力向上への支援が盛り込まれた。また、交渉の過程において、我が国の提唱した「開発イニシアティブ」は、同会議でも高く評価された。今後、我が国は、後発開発途上国をはじめとする途上国のニーズにこたえられるよう、原則として LDC 産品の市場アクセスの無税無枠化や経済技術協力等を的確に実行していくこととしている。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月にスイスのダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することが確認されるとともに、同年1月以降、モダリティ合意に向け引き続き交渉が精力的に継続されている。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示していない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書 B が提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達及び透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の枠組み合意を目指して議論が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。この枠組み合意では、関税削減方式については、個別品目ごとに適用される定率でない関税

削減方式に関する作業を継続すること、分野別関税撤廃・調和については、途上国の輸出関心品目を考慮し、全ての加盟国が参加することが重要であるという認識とともに、産品の範囲、参加及び途上国についての柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続する必要性が示された。また、非関税障壁に関しては、交渉方法として、分野別方式、分野横断的方式及びリクエスト・オファー方式を併記し、各国が関心のある非関税障壁を通報することとした。

枠組み合意後は、2005年12月の香港閣僚会議でのモダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

漁業補助金については、2004年4月から2005年2月まで、計7回の会合が開催されており、この中で、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた限られた数の補助金のみを許容する規律の方式をとるべきとするニュージーランド、米国、豪州、チリ、ペルー等の主張と、漁業補助金の原則禁止ではなく、種類ごとに補助金の善し悪しを検討して、悪いものは禁止し、良いものは許容すべきとする我が国、韓国、台湾、EC の主張とが対立している。

2 OECD（経済協力開発機構）

OECD は、マーシャルプランの受入体制として1948年発足した OECD（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2006年3月現在30ヶ国が加盟している。

（1）閣僚理事会

例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）は、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられている。閣僚理事会では、OECD の主要活動が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。

第44回閣僚理事会は、2005年5月3－4日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは町村外務大臣、中川経済産業大臣、西川内閣府副大臣が出席するとともに、当省からは木下農林水産審議官が出席し、①マクロ経済、②エネルギー分野への投資、③グローバル化・構造調整、④ミレニアム開発目標、⑤OECD改革、⑥貿易等について議論が行われた。

貿易セッションにおいて、伯、中国等の非加盟国等を含む参加国は、2005年12月のWTO香港閣僚会合、7月のたたき台第1次案の提示に向け、農業、非農産品市場アクセス、サービス、貿易円滑化及びルール各交渉分野において、今後限られた時間内で、早急に交渉を前進させる必要性を認識し、切迫感を持った取り組みを決意した。また、農業分野では交渉を進めるため、従価税換算の問題を早急に解決する必要性について多くの国が言及し、農業分野での進展が非農産品市場アクセス、サービス等の他の中核的分野における進捗にも影響をもたらすことが指摘された。

(2) 農 業 委 員 会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農政改革の進展状況を分析した2005年版「OECD加盟国の農業政策」が作成されるとともに、将来の世界の農産物需給見通しを分析した2005年版「OECD農業アウトルック」が作成された。また、数年に一度開催されているOECD農業委員会高級事務レベル会合が2005年6月14－15日にパリのOECD本部で開催された。当省からは木下農林水産審議官が出席し、各国農政の直面する政策課題、国内農政と農産物貿易の関係等についてOECD加盟国に伯、中国等の非加盟国等が参加して意見交換を行い、相互理解の促進がなされた。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、貿易自由化分析等の農業貿易に関する様々な側面からの分析及び議論が行われた。

3 グレンイーグルズサミット

主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第31回サミットが、7月6日から8日まで英国スコットランドのグレンイーグルズで開催され、我が国からは小泉総理大臣が出席した。

貿易問題については、WTO香港閣僚会議までに要点について合意し、2006年に最終合意できるよう、政治的モメンタムを注入することで意見の一致が見られた。

アフリカ問題については、成長促進のため、投資環境の改善、アフリカにとって貿易が機能するようにすることなどに合意するとともに、2010年までにアフリカ向け援助の倍増に合意した。

また、気候変動について、直面する課題に対し緊急に対策を取ることを決意し、G8行動計画に約束の内容を示すとともに、クリーンエネルギー技術の市場開発等のための措置をとることで合意した。

4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部：ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は192カ国(2004年2月現在)である。

(1) 総 会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国(LDC)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく一次産品共通基金(CFC)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われた。

(2) 貿易開発理事会(TDB)

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第51回TDB会合(2004年10月)においては、「南南協力」、「アフリカの債務救済」、「LDCの開発戦略」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等

を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その有効期間は2007年6月30日までとなっている。

なお、国際穀物協定の運用機関である国際穀物理事会（事務局：ロンドン）の事務局長に、2006年1月に日本から応募していた北原悦男氏が選出され、同年2月から就任している。

(2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている（有効期間は2007年9月30日まで）。

(3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている（有効期限は2006年12月まで）。

6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交

渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また2004年11月に策定した「みどりのアジア EPA 推進戦略」に基づき、食料輸入の安定化・多元化や安心・安全な食料の輸入の確保、国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに対応した。

(1) メキシコ

2004年9月、小泉総理とフォックス・メキシコ大統領との首脳会談で、協定の署名が行われた。

その後、2004年11月に国会の承認を経て、2005年4月に協定が発効した。

(2) マレーシア

2005年5月に行われた首脳会談において大筋合意が確認された。同年12月には両国首脳により協定および共同声明に署名が行われた。

(3) フィリピン

2004年11月に開催された日ASEAN首脳会議の際、両国の首脳会談において、大筋合意が確認された。

以後、できる限り早期の署名を目指し、協定条文の確定作業等を実施した。

(4) タイ

2004年2月から開始された政府間交渉は、2005年2月までに6回開催された。2005年3月末の第7回会合（次官級協議）で、農林水産分野について、大筋合意に達した。

2005年9月には、鉱工業品、サービス、投資を含む全ての分野についての大筋合意に達し、同年10月からは実務的事項の交渉に入った。以後、共同議長レベル会合が2回、実務者レベル会合が7回開催され、2006年に協定条文等の確定に至った。

(5) 韓国

2003年12月から開始された政府間交渉は、2005年内に実質的に交渉を終えることを目標にするとの両国首脳間での合意を踏まえ、2004年11月までに6回開催された。しかし、その後、韓国側は、物品の関税交渉に入ることに慎重な姿勢をとるようになり、交渉は中断した。

2005年6月の日韓首脳会談において、小泉総理から再度交渉を再開するようご発言いただいたところ、ノ・ムヒョン大統領から「検討する」との回答があったが、2005年内の実質的交渉終結は果たされなかった。

(6) ASEAN（東南アジア諸国連合）全体

2003年10月、インドネシアで開催された日 ASEAN 首脳会議において、「日 ASEAN 包括的経済連携の枠組み」が署名され、「日 ASEAN 包括的経済連携協定の交渉を2005年初めから開始するために最大限努力すること」等が決定された。

2005年4月に日 ASEAN 包括的経済連携 (CEP) 交渉を開始し、同年8月までに第2回会合が行われた。2005年12月の日 ASEAN 首脳会議では、「2007年4月までの交渉終了」について合意した。

(7) インドネシア

2004年12月及び2005年1月の日インドネシア閣僚会談において、EPA 交渉の是非等について検討するための共同検討グループの立上げに合意した。これを受けて、2005年1月から4月にかけて3回の共同検討会を開催し、報告書を取りまとめた。

2005年6月の首脳会談において、交渉入り宣言と共同声明文の発出が行われた。2005年7月に交渉を開始し、2006年3月までに3回の会合が行われた。

(8) チ リ

2004年11月に行われた首脳会談において、EPA / FTA の締結の可能性について検討するため、両国の産学官からなる共同研究会の立ち上げに合意した。研究会は2005年1月から計4回開催され、同年11月、双方のセンシティブ品目に対し適切な配慮を払いつつ柔軟なアプローチをとること等につき理解を共有し、報告書を取りまとめた。

2005年11月、APEC 首脳会議に併せて開催された日チリ首脳会談において、共同研究会報告書を踏まえ、交渉入りについて合意し、2006年2月に第1回会合を行った。

(9) ブ ル ネ イ

2005年4月に日 ASEAN・CEP 交渉の一環として二国間交渉を開始し、同年7月までに2回開催された。2005年12月の日ブルネイ首脳会談において、二国間 EPA 交渉の開始に向け交渉分野確定のための準備協議を開始することで合意し、2006年2月に第1回準備協議が開催された。

(10) ベ ト ナ ム

2005年4月に日 ASEAN・CEP 交渉の一環として、ベトナムとの二国間協議を開始し、同年7月までに2回開催された。2005年12月の日ベトナム首脳会談において、二国間交渉の開始に向けた共同検討会合を開始することで合意し、2006年2月に第1回会合が開催された。

(11) イ ン ド

2005年4月の日インド首脳会談の際の共同声明で、

物・サービスの貿易、投資、その他の経済関係の包括的拡大のために求められる方策に焦点を当て、産学官による共同研究会で包括的に議論を行い、研究会開始から1年以内に報告書を提出することで合意した。

2005年7月に第1回共同研究会が開催され、2006年1月までに3回開催された。農林水産物のセンシティブ性を尊重しつつ、現実的かつ柔軟なアプローチをとることが必要との認識が共有された。

(12) ス イ ス

2005年4月の日スイス首脳会談において、広く二国間の経済関係強化のあり方について、政府間の共同研究を開始することで合意した。

同年10月に第1回会合を開催し、2006年3月までに2回開催された。

(13) 豪 州

2005年4月の日豪首脳会議において、両国の経済関係の強化のため、FTA のメリット・デメリットを含め、様々な方策を幅広く検討する政府間の共同研究を開始することで合意した。首脳会談では、農業の取扱いには非常に難しい問題があるという認識を共有した。

同年11月に共同研究第1回会合を開催し、2006年3月までに3回開催された。

7 APEC (アジア・太平洋経済協力)

APEC (アジア・太平洋経済協力) は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」を3つの柱として活動が行われている。

2005年の APEC では、WTO への支持、インフルエンザ対策、ボゴール目標中間評価、FTA、その他の経済・貿易問題等について議論され、ボゴール目標中間評価については、目標達成の進展状況を評価し、今後の方針として多角的貿易体制の支持、質の高い自由貿易協定 (FTA) の推進等が確認された。

APEC の農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会 (ATCWG) で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、2006年1月には我が国主催の「バイオマス・アジア・フォーラム」を開催し、バイオマスの利活用を通じた農業・農村の持続可能な発展の方向について、アジア各国の取組事例、バイオマス政策等について議論・検討を行った。

8 ASEAN 関連

ASEAN に日本、中国、韓国の3ヶ国を加えた東ア

ジア地域の枠組みについては、1997年のASEAN創設30周年を記念してマレーシアでASEAN+3首脳会議が初めて開催され、アジア経済危機への対応から通貨問題を中心とする地域の課題等について議論された。その後、より広範な協力について議論が行われてきており、2005年12月、マレーシアで開催された第9回会議において、ASEAN+3が東アジア共同体実現のための「主要な手段」であること、またASEAN+3の協力を促進することに合意した。また、この会議と併せてASEAN+6（日・中・韓・豪・NZ・印）をメンバーとする第1回東アジア首脳会議が開催され、「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」が採択された。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2005年9月には第5回農林大臣会合がフィリピンで開催され、我が方からは、多様な農業の共存の重要性について理解を求めるとともに、東アジア緊急米備蓄システムの本格実施に移行することの重要性を各国に説明し、支持を受けた。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探索すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）の立ち上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取り組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを

行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

(3) 当省関係会合の開催状況

ア 2005年12月、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの枠組みの下で5年目の対話に向けた要望書の交換が行われ、当省関係では、日本側から植物特許、米側から植物検疫、共済等について問題が提起された。これを受け、2006年1月に第1回作業部会（東京）、2006年3月に第2回作業部会（東京、ワシントンDC）及び上級会合（ワシントンDC）が開催され、双方の要望について議論された。

イ 2005年12月、第3回貿易フォーラム（シアトル）が開催され、当省関係では日本側からマグナソン・スティーブンス法再承認法案、日本産温州みかん検疫条件、米側から牛肉、コメ、加熱家きん肉等の問題が提起された。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表4）

表4 二国間会談

国・地域名	会 談 名	期 間	場 所
中 国	日中経済パートナーシップ協議	05.12.01-02	東 京
台 湾	日台貿易経済会議フォローアップ会合	05.06.09	台 北
	日台貿易経済会議	05.11.30-12.01	東 京
E U	日 EU 規制改革対話	05.11.24-25	東 京
	〃	06.03.20-21	ブラッセル
	日 EU ハイレベル協議	06.01.23-24	東 京
	日 EU 定期首脳協議	05.05.02	ルクセンブルク
ス イ ス	日スイス経済協議	05.07.11	ベ ル ン
カ ナ ダ	日加次官級経済協議 (JEC)	05.10.03	東 京
豪 州	日豪経済ハイレベル協議	05.09.15	キャンベラ
	〃	06.03.30	東 京
パキスタン	日パキスタンハイレベル経済協議	05.07.21	東 京

表6 農林水産協力関係補助金

事 項 名	予算額(千円)
開発途上国農民組織化推進費	45,970
FAO 等協力事業費	11,966
海外食糧農業情報整備等推進費	88,576
海外農林業開発協力促進事業費	35,078
ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のための キャパシティー・ビルディング支援事業	19,663
アジア農業青年人材育成事業	61,222
砂漠化防止対策推進体制検討調査費	154,800
海外農業開発調査費	415,800
海外農業開発事業事前調査	100,012
バイオテクノロジーに関する途上国研究者の 能力構築	9,002
国際林業協力推進事業費	385,381
国際漁業振興協力事業費	1,344,361

第3節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、開発途上国の飢餓・貧困の削減、地球環境問題への対応、WTO 農業交渉等における我が国主張への理解の促進及び復興支援への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表5）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表6）。

表5 農林水産業協力関係委託費

事 項 名	予算額(千円)
アジア環境保全型農業パートナーシップ 構築支援事業	13,035
開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム 作成事業	6,696
アジア農業生産性向上事業協力	30,052
地球規模の問題に対する食料・農業・農村分野 の貢献策に関する基礎調査	62,763
日アセアン地域技術交流事業	28,290
農林水産業個別協力戦略推進事業	44,462
アフリカ地域における食糧の持続的生産技術 普及支援調査	17,646
アジア地域ポストハーベストロス共同調査及び 技術改善支援事業	5,927
持続的農業技術協力効率化事業	10,046
農業機械利用体系確立技術協力促進事業	8,450
海外農林業開発協力問題調査等委託費	86,785
国際漁業振興協力事業委託費	39,618

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

17年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は24,504名で、昭和29年から16年度までの累計は295,542名にのぼっている。

このうち農林水産関係の17年度新規受入れ実績は2,736名であり、地域別、分野別受入れ実績は表7のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を41コース、現地国内研修を13コースを実施した。

17年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、農林水産省が関連したものは24コース、216名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは26コース、209名であり、総数は425名になる。

表7 17年度地域別、分野別受入人数（新規受入人数）

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	652	155	134	150	1,091
中 近 東	208	12	6	19	245
ア フ リ カ	176	21	40	135	372
中 南 米	211	66	28	645	950
太平洋・欧 州・その他	51	5	9	13	78

計 1,298 259 217 962 2,736

(2) 専門家等の海外派遣

17年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて926名であった。その地域別・分野別内訳は表8のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ748名が派遣された。

表8 17年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	275	36	152	43	506
中近東	51	3	4	25	83
アフリカ	83	4	34	25	146
中南米	59	41	29	38	167
太平洋	15	0	0	8	24
欧州	1	0	0	0	1
計	484	84	219	139	926

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトは17年度において表8のとおり102件であった。

以上のほか、17年度において技術協力プロジェクトのための事前評価調査を行ったものとしては、

タイ	農業協同組合におけるコミュニティリーダー育成計画
ベトナム	農民組織機能強化計画
ベトナム	中小規模酪農生産技術改善計画
ラオス	気象水文業務改善計画
ミャンマー	エーヤワディー・デルタ住民参加型マングローブ植林計画
バングラデシュ	小規模養鶏普及計画
ネパール	養蚕振興・普及計画
モンゴル	農業普及・協同組合・統計情報の活用による複合農牧業パイロットプロジェクト
ドミニカ共和国	サバナ・イエグア・ダム上流域流域管理
コロンビア	天然林の管理と利用
モザンビーク	ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発
ルーマニア	農業協同組合育成計画

の12件がある。

表9 17年度技術協力プロジェクト案件
プロジェクト名

実施期間

国 名		
<新規案件>		
(農業分野)		
東 テ ィ モ ー ル	マナツト県灌漑稲作	2005.6.1～2008.5.31
フ ィ リ ピ ン	水利組合育成強化計画	2005.4.1～2006.9.30
ベ ト ナ ム	農業生産性向上のための参加型水管理推進計画	2005.6.30～2010.6.29
カ ン ボ ジ ア	灌漑技術センター計画 (フェーズII)	2006.1.10～2009.7.9
ラ オ ス	食料安全保障情報に関する統計職員の能力開発国内研修	2005.10.2～2005.11.27
ミ ャ ン マ ー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減	2005.4.1～2010.3.31
ス リ ラ ン カ	トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画	2005.7.1～2009.6.30
パ キ ス タ ン	北西辺境州灌漑計画策定	2005.12.8～2006.9.30
ア フ ガ ニ ス タ ン	国立農業試験場再建計画	2005.6.15～2010.6.14
ボ リ ビ ア	持続的農村開発のための実施体制整備計画	2006.1.18～2008.1.17
エ チ オ ピ ア	灌漑農業改善	2005.10.1～2008.9.30
エ チ オ ピ ア	農民支援体制強化計画	2005.7.14～2009.7.15
ケ ニ ア	中南部持続的小規模灌漑開発・管理計画	2005.12.8～2010.12.7
ザ ン ビ ア	ザンビア・イニシアチブ地域における農村開発	2006.1.1～2008.12.31
(畜産分野)		
[南 米 地 域]		
ニ カ ラ グ ア	広域協力を通じた南米南部家畜衛生改善のための人材育成	2005.7.30～2010.7.31
ウ ガ ン ダ	中小規模農家牧畜生産性向上計画	2005.5.11～2010.5.10
	家畜疾病対策計画	2005.12.1～2007.11.30
(林業分野)		
カ ン ボ ジ ア	森林分野人材育成計画 (フェーズII)	2005.12.15～2010.12.14
ベ ト ナ ム	中部高原地域森林管理計画	2005.6.20～2008.9.19
セ ネ ガ ル	サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画	2005.11.25～2008.3.31
パ ナ マ	アスウェロ半島森林保護区生物多様性保全のための研究・評価	2005.11.15～2008.11.14
ブ ラ ジ ル	アマパ州氾濫原における森林資源持続利用計画	2005.11.2～2009.5.1
ウ ル グ ア イ	CDM 植林実施能力強化	2005.11.30～2007.11.29
ニ カ ラ グ ア	住民による森林管理計画	2006.1.1～2010.12.31
(水産分野)		
ラ オ ス	養殖改善・普及計画 (フェーズII)	2005.4.23～2010.4.22
チ ュ ニ ジ ア	沿岸水産資源の持続的利用計画	2005.6.23～2010.6.22
<継続案件>		
(農業分野)		
イ ン ド	養蚕普及強化計画	2002.8.11～2007.8.10
イ ン ド ネ シ ア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画	2004.1.5～2007.1.4
イ ン ド ネ シ ア	水利組合強化計画	2004.4.1～2007.3.31
イ ン ド ネ シ ア	食料安全保障政策立案・実施支援	2005.3.1～2008.2.29
カ ン ボ ジ ア	灌漑技術センター計画	2001.1.10～2006.1.9
カ ン ボ ジ ア	バットンバン農業生産性強化計画	2003.4.1～2006.3.31
タ イ	水管理システム近代化計画	1999.4.1～2005.9.30
タ イ	農業統計及び経済分析開発	2003.7.16～2008.7.15
フ ィ リ ピ ン	農協強化を通じた農民所得向上計画	2000.7.1～2005.6.30
フ ィ リ ピ ン	水利組合育成強化計画	2003.5.26～2006.9.30
フ ィ リ ピ ン	高生産性稲作技術の地域展開計画	2004.11.15～2009.11.14
ベ ト ナ ム	食品工業研究所強化計画	2002.9.6～2007.9.5
ラ オ ス	農業統計能力開発強化計画	2005.2.13～2005.3.20
ベ ト ナ ム	ミバエ類殺虫技術向上	2004.11.1～2007.10.30

中 華 人 民 共 和 国	大型灌漑区節水かんがいモデル計画	2001.6.1～2006.5.31
中 華 人 民 共 和 国	持続的農業技術研究開発計画	2002.2.6～2007.2.5
バ ン グ ラ デ シ ュ	農村開発技術センター機能強化計画	2003.1.10～2006.1.9
ネ パ ー ル	農業研修普及改善計画	2004.1.9～2009.1.8
ブ ー タ ン	東部2県農業生産技術開発・普及支援計画	2004.6.15～2009.6.14
バブアニューギニア	小規模稲作振興	2003.12.1～2008.11.30
メ キ シ コ	農業機械検査・評価事業計画（補完協力）	2004.3.1～2007.2.28
ド ミ ニ カ 共 和 国	灌漑農業技術改善計画	2001.3.1～2006.2.28
ボ リ ビ ア	農業総合試験場	1957.9.1～2010.3.31
ボ リ ビ ア	小規模農家向け優良稲種子普及計画	2000.8.1～2005.7.31
ブ ラ ジ ル	トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画	2003.4.1～2006.3.31
チ リ	住民参加型農村環境保全計画	2000.3.1～2007.2.28
ペ ル ー	種子の品質管理	2003.4.1～2006.3.31
パ ラ グ ア イ	農業総合試験場	1957.9.1～2010.3.31
エ ジ プ ト	ナイルデルタ水管理改善計画	2000.3.1～2007.2.28
モ ロ ッ コ	農業機械化研修センター計画	2000.9.1～2005.8.31
ガ ー ナ	農民参加型灌漑管理体制整備計画	2004.10.1～2006.9.30
象 牙 海 岸	灌漑稲作営農改善計画（フェーズII）	2002.11.1～2007.10.31
タ ン ザ ニ ア	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画（フェーズII）	2001.10.1～2006.9.30
ザ ン ビ ア	孤立地域参加型村落開発計画	2002.6.1～2007.5.31
エ チ オ ピ ア	農民支援体制強化計画	2004.7.16～2009.7.15
（畜産分野）		
イ ン ド ネ シ ア	地域資源利用型酪農適正技術普及	2004.7.1～2007.6.30
タ イ	タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画	2001.12.25～2006.12.24
フ ィ リ ピ ン	水牛及び肉用牛改良計画	2000.10.2～2005.10.1
ベ ト ナ ム	牛人工授精技術向上計画	2000.10.2～2005.10.1
中 華 人 民 共 和 国	黒竜江省酪農乳業発展計画	2001.7.1～2006.6.30
バ ン グ ラ デ シ ュ	家禽管理技術改良計画 F / U	2003.6.19～2005.6.18
メ キ シ コ	ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画	2001.12.10～2006.12.9
パ ナ マ	牛生産性向上計画 F / U	2003.11.24～2005.11.23
ボ リ ビ ア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画	2004.12.6～2008.12.5
（林業分野）		
イ ン ド ネ シ ア	炭素固定森林経営現地実証調査	2001.1.17～2006.1.16
イ ン ド ネ シ ア	森林火災予防計画（フェーズII）	2001.4.15～2006.4.14
イ ン ド ネ シ ア	マングローブ情報センター計画 F / U	2004.5.15～2006.5.14
マ レ ー シ ア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	2002.2.1～2007.1.31
フ ィ リ ピ ン	地域住民による森林管理プログラム強化計画	2004.6.15～2009.6.14
ベ ト ナ ム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10.1～2008.9.30
ベ ト ナ ム	森林火災跡地復旧計画	2004.2.16～2007.2.15
ラ オ ス	森林管理・住民支援	2004.2.1～2009.1.31
ミ ャ ン マ ー	乾燥地共有林研修・普及計画	2001.12.15～2006.12.14
中 華 人 民 共 和 国	四川省森林造成モデル計画	2000.7.1～2007.10.31
中 華 人 民 共 和 国	日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10.18～2006.10.17
中 華 人 民 共 和 国	日中林業生態研修センター計画	2004.10.18～2009.10.17
パ ナ マ	パナマ運河流域保全計画	2000.10.1～2005.9.30
ブ ラ ジ ル	セラード生態コリドー保全計画	2003.2.1～2006.1.31
ブ ラ ジ ル	東部アマゾン森林保全・環境教育	2004.1.17～2007.1.16
セ ネ ガ ル	総合村落林業開発計画	2000.1.15～2007.3.31
ガ ー ナ	移行帯地域参加型森林資源管理計画	2004.3.30～2009.3.29
ケ ニ ア	半乾燥地農地林活動強化計画	2004.3.29～2007.3.28

エチオピア (水産分野)	ペレテ・ゲラ参加型森林管理計画	2003.10.1～2006.9.30
インドネシア	淡水養殖振興計画	2000.8.28～2007.8.27
カンボジア	淡水養殖改善・普及計画	2005.2.28～2008.2.27
ミクロネシア	漁業訓練計画	2000.8.1～2006.2.1
トルコ	黒海カレイ持続的種苗生産技術開発	2004.11.22～2007.1.31
モロッコ	零細漁業改良普及システム整備計画	2001.6.1～2006.5.31
マラウイ	在来種増養殖技術開発計画	1999.4.1～2006.3.31
マダガスカル	北西部養殖振興計画	2003.12.1～2006.5.31
アルゼンチン	ペヘレイ増養殖研究開発計画	2002.9.10～2005.9.9
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3.1～2008.2.29
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	2004.1.20～2009.1.19
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10.1～2007.9.30
トリニダード・トバゴ	持続的海洋水産資源利用促進計画	2001.9.25～2006.9.24
エルサルバドル	貝類増養殖開発計画	2005.1.11～2008.1.10

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表10のとおり53件実施した。

表10 平成17年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名	
〔アジア地域〕			
1	インドネシア	農水産業セクタープログラム開発計画調査	
2	インドネシア	農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融	
3	カンボジア	公開穀市場整備計画調査	
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査	
5	カンボジア	流域灌漑・排水基本計画	
6	キルギス	営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査	
7	スリランカ	灌漑分野に係る総合的管理能力向上計画調査	
8	スリランカ	津波被災地域コミュニティ復興支援調査	
9	スリランカ	南部津波被災沿岸地域経済基盤復旧・復興支援調査	
10	タイ	北タイにおける天然資源管理と持続可能な農業農村開発のための能力強化戦略・実施計画調査	
11	パキスタン	バロチスタン州水利用効率向上調査	
12	バングラデシュ	大マイメンシン圏小規模水資源開発計画調査	
13	フィリピン	国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査	
14	ベトナム	造林計画策定能力開発	
15	ベトナム	北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査	
16	ベトナム	ター・チャック貯水池建設計画	
17	ベトナム	CDM 造林促進開発調査	
18	ミャンマー	中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査	
19	モルディブ	地方島津波災害緊急復旧・復興支援調査	
20	モンゴル	ゾド対策に向けた地方牧畜業体制改善支援計画調査	
21	中国	水利権制度整備調査	
22	東ティモール	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画	
〔アフリカ地域〕			
23	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画	
24	ウガンダ	収穫後処理及び流通市場開発計画	
25	ガーナ	コメ総合生産・販売調査	
26	ガボン	水産マスタープラン	
27	ガンビア	ガンビア川上流地域農業開発・生活改善	
28	ギニア	ソンフォニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査	
29	ケニア	ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査	
30	ケニア	ニヤンド川流域総合管理計画調査	
31	ジンバブエ	既存ダムの水利用による小規模農民のための農業開発計画調査	
32	セネガル	漁業資源評価・管理計画調査	
33	セネガル	稲作再編計画調査	
34	タンザニア	地方開発セクタープログラム策定支援調査フェーズ2	
35	チャド	スーダン難民キャンプ周辺コミュニティ開発計画調査	
36	ニジェール	サヘル・オアシス開発計画調査	
37	ブルキナファソ	コモエ県森林管理計画調査	
38	ブルキナファソ	砂漠化防止対策推進体制検討調査	
39	マダガスカル	アロチャ湖南西部流域管理及び農村総合開発調査	
40	マラウイ	養殖開発計画調査	
41	マラウイ	農民組織による灌漑施設管理能力向上計画調査	
42	マリ	セグー地方南部住民主体の砂漠化防止	

- のための村落開発計画調査
- 43 モーリタニア オアシス地域の女性の支援のための開発調査
- 44 ルワンダ 東部県ブゲサラ郡持続的農業農村開発調査
- 45 南アフリカ共和国 リンボポ州スクネ郡スクノード地域農村総合開発計画調査
- 〔中南米地域〕
- 46 エクアドル シェラ南部地域生産活性化・貧困削減計画開発調査
- 47 キューバ 中央地域における持続的稲作技術開発計画
- 48 キューバ 森林資源の持続的管理計画調査
- 49 チリ CDM 植林に関する能力開発及び促進のための調査
- 50 ベリーズ カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査
- 〔中近東地域〕
- 51 モロッコ 東部アトラス地域伝統灌漑施設（ハッターラ）改修・農村開発計画調査
- 52 イラン ケルマン州バム地震被災地灌漑農業復興開発調査
- 53 イラン セフィデ川水系総合水資源管理調査

(5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に養成することが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き実施した。また、国際協力機構も独自に同様の専門家の養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 中期研修

農林水産業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者の養成のため、国内及び海外の2コースに分けて、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

また、国際協力機構では、農村開発、環境社会配慮等の各コースがあり、当省の推薦により当省職員1名、当省所管独立行政法人、県、民間等から3名が研修を受けた。

イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林水産業技術分野（途上国の農業・農村開発等）を対象に、国際協力機構を通じて先進国に研修員を派遣している。

なお、15年度及び16年度に派遣し、引き続き17年度においても研修を行った者は計3名で、研修地はアメリカ、オランダ、英国である。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

17年度には、日本側から「飼料作物における高度寒地適応性品種の開発」のテーマで派遣、ロシア側から「果樹に係る育種等の調査」のテーマで受入れを行った。17年度までに53チームを派遣し、55チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。18年6月には第25回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

17年度には日本側から「中国の植物新品種保護制度及び運用状況調査」、「地球環境の保全を目的とした温帯産早生樹の育種に関する情報の交換」及び「植物新品種の育成者権に関する審査・登録に係る情報交換・協力」の考察団を派遣し、中国側から「植物検疫制度に関する調査」、「日本の水稻技術に関する調査」、「植物新品種育成者権に関する審査及びDUS試験に係る情報交換・技術協力」及び「農業遺伝子組換え生物安全管理に関する調査」の考察団を受け入れた。17年度までに93チームを派遣し、102チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

17年度にはソウルにおいて第38回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「持続的農業及び農業の持つ多面的機能についての研究動向」等について討議した。

エ 日アセアン地域技術交流

アセアン地域各国の農業政策担当官と農業農村開

発政策に関する意見交換を実施し、適時、的確な協力ニーズを把握し、食料・農業・農村分野の我が国政府開発援助の一層の効率化を図るとともに、EPA や WTO などの国際農業交渉に関する情報交換を実施するため、17年度にアセアン農業政策担当セミナー、シンポジウムを開催した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

（1）一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額は、厳しい財政状況を反映し、平成12年度2,079億円、平成13年度2,054億円、平成14年度2,086億円とほぼ横ばいで推移してきたが、平成15年度予算では1,736億円に削減された。これは債務救済無償（平成14年度345億円）を廃止し、JBIC への交付金に振替（平成15年度300億円）を行ったことが大きな要因である。また、平成16年度は1,667億円、平成17年度は1,606億円と引き続き厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成17年度において6件計83億円、水産関係では6件計35億円、農林水産関係合計12件計118億円が供与され（閣議決定ベース）、その供与実績は表11のとおりである。

以上のほか、17年度において無償資金協力の実施のために表12の基本設計調査を行った。

表11 17年度農林水産関係一般無償資金協力実績
（閣議決定ベース）

国 名	案 件 名	金額 (億円)	区 分
カンボジア	カルダススタン灌漑施設改修計画（国債）	17.40	アジア/農
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画（国債）	51.65	アジア/農
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画（4/5期）	3.69	アジア/林
ミャンマー	中央乾燥地植林計画（3/5期）	2.93	アジア/林
ボリビア	ラパス県村落開発機材整備計画	6.83	中南米/農
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画（詳細設計）	0.38	アフリカ/農
（農林関係案件計）	6件	82.88	
セントクリストファー・ネービス	零細漁業振興計画	6.17	中南米/水
ニカラグア	サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画	11.96	中南米/水
サモア	アピア漁港改善計画	7.07	大洋州/水
パラオ	ペリリュー州北港整備計画	5.81	大洋州/水

ペルー	タララ漁港拡張・近代化計画（1/2期）	2.98	中南米/水
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画（1/2期）	1.06	中近東/水
（水産関係案件計）	6件	35.05	
（17年度合計）	12	117.93	

表12 17年度無償資金協力基本設計調査

国 名	案 件 名
セントクリストファー・ネービス	零細漁業振興計画
モロッコ	海洋漁業研究所中央水産研究所建設計画
パラオ	ペリリュー州北港整備計画
アルジェリア	漁業養殖技術学院訓練機材整備計画
ギニア	第5次小規模漁業振興計画
ペルー	タララ漁港拡張・近代化計画
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画
カーボヴェルデ	ミンデロ漁港拡張計画
ボリビア	コチャバンバ県農業・環境リハビリ計画
東ティモール	マリアナ I 灌漑施設改修計画
バングラデシュ	ハオール地域住民生活環境改善計画
エジプト	第四次上エジプト灌漑施設改修計画
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設防災強化計画

（2）K R 食糧援助

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATT のケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999（平成11）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、17年度の我が国の供与実績は、表13のとおり、20か国及び25難民／被災民に対し、総額110.85億円を供与した。

表13 17年度 KR 食糧援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文	供与総額	供与使用穀物
締結年月日（億円）			
（アフリカ地域）			
エリトリア	17. 8. 8	2.00	小麦
エチオピア	17. 8.12	4.00	小麦
ブルキナファソ	17. 9.21	3.00	政府米
アンゴラ	17. 9.14	3.00	政府米
ギニア	17.11.23	3.00	政府米
ニジェール	17.11.25	4.10	政府米
マリ	17.11.29	2.90	政府米
ベナン	17.11.30	2.50	政府米
セネガル	18. 1. 6	2.70	政府米
コンゴ（民）	18. 1.11	3.80	政府米
マダガスカル	18. 1.13	3.70	政府米
カーボヴェルデ	18. 1.13	1.70	政府米

ガンビア	18. 1.20	1.50	政府米
モーリタニア	18. 1.24	3.00	政府米
ジブチ	18. 2. 6	1.00	政府米
(アジア地域)			
モンゴル	18. 4.17	2.00	小麦
モルディブ	18. 4.21	1.40	小麦粉
ラオス	18. 4.26	3.20	政府米
ネパール	18. 5.31	2.70	政府米
(中南米地域)			
ハイチ	18. 4.12	3.60	政府米
(UNRWA 経由)			
パレスチナ難民	18. 3.17	5.00	小麦粉・豆類
(WFP 経由)			
スーダン南部帰還民等	17. 7.26	5.30	小麦、メイズ
ケニア被災民	17. 7.26	2.50	政府米
ウガンダ被災民	17. 7.26	2.20	政府米
レソト被災民	17. 7.26	1.00	メイズミール
マラウィ被災民	17. 7.26	2.00	トウモロコシ
モザンビーク被災民	17. 7.26	2.00	政府米
スーダン・ダルフル避難民等	17.10.28	3.30	小麦
チャド東部・ダルフル難民等	17.10.28	1.50	小麦
コートジボワール被災民	17.10.28	2.00	政府米
リベリア被災民	17.10.28	2.00	麦
スワジランド被災民	17.10.28	1.00	メイズミール
ザンビア被災民	17.10.28	1.50	トウモロコシ
ジンバブエ被災民	17.10.28	1.50	トウモロコシ
ブルンジ避難民等	17.12.16	1.70	政府米
ルワンダ避難民等	17.12.16	1.80	政府米
タンザニア難民等	17.12.16	3.10	政府米
シエラレオネ避難民等	17.12.16	1.70	小麦、CSB
コンゴ(共)泥弱者等	17.12.16	1.10	政府米
パレスチナ被災民	18. 3.17	1.60	小麦粉
バングラデシュ泥弱者	18. 3.17	5.00	政府米
東チモール泥弱者	18. 3.17	1.00	政府米
ニカラグア被災民	18. 3.17	1.35	メイズ、ツナ缶
アフガニスタン国内避難民等	18. 3.17	3.50	政府米
フィリピン・ミンダナオ被災者	18. 3.17	1.40	トウモロコシ、CSB、豆類

(3) 貧困農民支援（食糧増産援助）

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

また、17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助は KR 食糧援助と対比して「第2 KR 援助」とも呼ばれることがある。

17年度の供与実績は表14のとおり、計18件、総額

49.79億円である。

表14 17年度貧困農民支援実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助物資
(アジア)			
モンゴル	18. 1.24	330	農業機械
インドネシア	18. 2.27	380	肥料
(アフリカ)			
マリ	17.12.27	410	肥料
ガーナ	18. 1. 6	360	農業機械
ケニア	18. 1.11	460	肥料
ザンビア	18. 1.17	280	肥料
スワジランド	18. 1.23	109	農業機械
エチオピア	18. 3. 7	448	肥料
ベナン	18. 3.10	140	肥料
(中南米)			
グアテマラ	18. 1.17	400	肥料
ホンジュラス	18. 1.23	390	肥料
ボリビア	18. 3. 7	250	肥料
ニカラグア	18. 3. 7	380	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
モルドバ	18. 3. 3	220	農業機械
アルメニア	18. 3. 9	110	農業機械、肥料
(FAO 経由)			
スーダン	17. 7.26	100	穀物、野菜種子、農機具
エリトリア	18. 2.28	65	オブソリート農薬処理
ウガンダ	18. 2.28	147	ネリカ米種籾、農機、肥料等

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

17年度に実施された円借款政府調査団に関し、農林水産関連案件への助言を行った。

17年度の農林水産関連案件は表15のとおり計5件、496億円である。

表15 17年度農林水産関連円借款実績

(交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文	供与 限度額 (百万円)
パキスタン	チュナブ川下流灌漑用水路改修計画	17. 8.10	12,523
ベトナム	ファンリー・ファンテイエット灌漑計画	18. 3.29	4,874
	貧困地域小規模インフラ整備計画	18. 3.29	14,788
インド	スワン川総合流域保全計画	18. 3.31	3,493
	オリッサ州森林セクター開発計画	18. 3.31	13,937

計 5 件 49,615

(5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の17年度の融資実績はなかった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約3,300名（2006年3月現在）以上の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現在は、189か国及び欧州共同体が加盟している。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

- (ア) 世界の食料・農林水産業に関する情報収集・分析及び伝達
- (イ) 食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供
- (ウ) 食料安全保障・農業農村開発に関する政策助言
- (エ) 開発途上国を対象とした開発援助活動

イ 第33回 FAO 総会

第33回 FAO 総会は2005年11月に FAO 本部（ローマ）で開催され、農業・食料の現状に関する各国政府代表による演説が行われたほか、事務局長の選挙、理事国の選挙の実施、2006-07年 FAO 事業・予算計画、組織改革等についての議論がなされた。

ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養

不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月に FAO 本部で世界食料サミット 5 年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標（MDG）を掲げた。その中の MDG 1 は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、FAO の果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時に MDG 1 の達成に大きく貢献するものである。

エ その他

FAO に専門家として 9 名、準専門家として 3 名の職員を農林水産省から派遣中（平成18年3月現在）である。

また、FAO のプロジェクトの「準専門家派遣拠出金」(29万8千ドル)、「開発途上国人材養成協力事業」(10万ドル)、「漁獲能力の適正管理促進事業」(27万4千ドル)、「アジア食料安全保障情報化推進事業」(60万6千ドル)、「海産哺乳動物と漁業との相互作用の調査及び啓発推進事業」(24万3千ドル)、「海亀保存管理に関する国際行動計画策定促進事業」(21万ドル)、「市民社会参加型農村開発支援事業」(27万ドル)、「途上国農業の多面的機能の実現政策への応用事業」(112万8千ドル)、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」(71万4千ドル)、「水産養殖ガイドライン策定事業」(12万6千ドル)、「漁業対象種の CITES 附属書掲載評価検討事業」(42万5千ドル)、「アジア地域の農業分野における復興支援事業」(140万8千ドル)、「アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業」(90万9千ドル)、「アジア水田・水環境システム分析評価調査事業」(22万5千ドル)、「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業」(56万2千ドル)及び「国際食品規格策定・整備事業」(18万9千ドル)に対して拠出を行った。

(2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成17年度において、WFP に対して通常拠出714.8万ドル（現金360.9万ドル、現物分（米及び水産罐詰）353.8万ドル）、国際緊急食糧リザーブ170万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFP の二国間代行業務として

難民、被災民救済のため、WFP を通じた KR 食糧援助（51.04億円）を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）

国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来より ESCAP のほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力（2005年度235万ドル）及び技術協力を実施している。

(4) 国際農業開発基金（IFAD）

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した（加盟国165）。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。

(5) 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画（UNDP）が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国（機関）のグループで、事務局を世銀内に置いている。2006年8月現在、メンバーは47か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDP が共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所（IRRI、フィリピン）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT、メキシコ）、国際水管理研究所（IWMI、スリランカ）等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2005年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の13研究所等に対し11億円（外務省計上）の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT、IWMI に特別拠出を行った。

(6) アジア生産性機構（APO）

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議に

おいて設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国20か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力（平成17年度予算71,764千円）を行っている。

(7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development：IBRD）と無利子の融資を行う国際開発協会（International Development Association：IDA）の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立（加盟国184）、IDA は1960年に設立（加盟国165）された。いずれも、我が国は米国に次いで第2の出資比率を有している。

(8) 国際協同組合同盟（ICA）

国際協同組合同盟（ICA）は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である（現在の本部：ジュネーブ）。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、92ヶ国230団体、傘下の組合員は世界全体で8億人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った（平成17年度予算7,326万円）。

(9) その他

以上のほか、我が国は、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）、メコン河委員会（MRC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等に対して資金拠出等の協力を行っている。

第4節 情報の受発信

1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

2 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況をとりまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

3 海 外 広 報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため、17年度に行った海外広報活動の主な内容は次のとおりである。

ア 毎週金曜日、在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」をメールで配布した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも掲載した。

イ 主要な農林水産施策として、食育についてのパンフレット「What is “Shokuiku (Food Education)”？」を作成し、在外日本大使館等に配布した。

また、過年度に作成したパンフレットもインターネット上の農林水産省のホームページに引き続き掲載した。

ウ 農林水産省が製作した海外向けビデオについて、DVDに複写し整理を行うとともに、引き続きインターネット上の農林水産省のホームページに掲載した。

また、要望に応じ貸出等を行った。

エ 各国及び在日各国大使館等からの我が国の農林水産施策及び農林水産業等に関する説明要請等への対応を行った。